

議案第 39 号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非
営利活動法人等を定める条例の制定について

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法
人等を定める条例を別紙のとおり定める。

平成27年6月1日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定めたい
ため

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非
営利活動法人等を定める条例

地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け
入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第
2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）及び当該特定非営利活動法人に係る海
老名市市税条例（昭和30年条例第13号）第33条の8第3項の期間を別表のとおり定め
る。

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

別表

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	海老名市市税条例第33条 の8第3項の期間
特定非営利活動法人WE21 ジャパン海老名	海老名市中央一丁目14 番46号チェリーコート 海老名103	平成27年1月1日から平 成29年12月31日まで